

# 岐阜県スポーツ少年団 活動指針

## 1 概要

この活動指針は、成長期にある青少年の発育・発達・気力・体力等を考慮し、スポーツ少年団活動を通じて「よりよい青少年の健全育成と生涯スポーツの普及」を行うため、岐阜県内におけるスポーツ少年団活動に関する方針を示すガイドラインである。

## 2 指導者に関する事項（20歳以上）

- (1) 単位スポーツ少年団（以下、「単位団」という）活動に携わる指導者は、下記のいずれかに該当する者であること。
  - 1) 当該年度のスポーツ少年団指導者登録をしている有資格指導者（認定育成員または認定員）
  - 2) 当該年度のスポーツ少年団指導者登録をしている無資格指導者（なお、認定育成員または認定員資格の取得に努めること）
- (2) 単位団活動に携わる指導者は、別に定められた「スポーツ少年団の理念」に基づいて指導すること。なお、スポーツ少年団の目的にふさわしくない行為があったと認められるときは、登録を取り消す等の処分をされる場合がある。
- (3) スポーツ少年団活動は、主役たる団員・指導者・保護者の同意に基づき、円滑に行うこと。
- (4) 団員の発育・発達に障害があるような過度な活動は控えること。
- (5) 単位団活動中は、少なくとも1名は有資格指導者が指導にあたること。
- (6) 県の公式事業に参加する指導者は、必ず有資格指導者であること。
- (7) 指導者として活動するにあたっては、原則として、定期的に（少なくとも4年に1度）研修会を受講すること。

## 3 団員に関する事項（20歳未満）

- (1) 単位団活動に携わる団員は、当該年度のスポーツ少年団団員登録をすること。

## 4 単位団に関する事項

- (1) 1つの単位団には、有資格指導者が2名以上、団員が10名以上の登録をすること。
- (2) 活動時間は、公式事業を除き下記のとおりとすること。
  - 1) 集合から解散までの時間は、4時間程度とすること。
  - 2) 夜間9時以降の活動は控えること。（ただし、宿泊を伴う活動は除く。）
  - 3) 毎月第3日曜日は「家庭の日」とし、単位団活動は自粛すること。なお、「家庭の日」にふさわしい活動であれば活動してもよい。
  - 4) 練習試合は公式事業として認めないため、上記事項を遵守すること。

## 5 その他

- ・日本スポーツ少年団及び岐阜県スポーツ少年団が定める各種規程に基づき作成した指針であるため、これ以外の事項については、規程に従うこと。
- ・上記事項以外の必要事項については、各市町村スポーツ少年団で協議すること。

## （附 則）

- ・この活動指針は、平成22年3月17日から施行する。
- ・平成26年4月1日に一部改定
- ・平成27年4月1日に一部改定